

# ■北海道の鉛弾の規制状況について

## ○ 鉛中毒防止の取組

### (1) これまでの経緯

道では、オジロワシ、オオワシなどの希少猛禽類が、捕獲後のエゾシカの残滓に含まれる鉛弾の破片を肉と一緒に取り込むことで発生する鉛中毒を防止するため、鳥獣保護管理法に基づき、平成12年（2000年）以降、全道で鉛弾の使用規制を段階的に進めてきたほか、平成26年（2014年）には、エゾシカ対策推進条例により道内でのシカ猟目的での鉛弾の所持自体を禁止しています。

表1：北海道における鉛弾規制の経緯

時期	規制の内容
平成12年（2000年）11月	シカ猟での鉛ライフル弾の使用禁止
平成13年（2001年）11月	シカ猟でのすべての鉛弾の使用禁止
平成16年（2004年）10月	特定鉛弾※の使用禁止（全ての鳥獣について規制適用）
平成26年（2014年）10月	特定鉛弾のシカ猟目的での所持禁止 ※使用禁止に上乗せ

※ 鉛を含む物質で作られているライフル弾及び鉛を含む物質で作られている粒径が7mm以上の散弾（スラッグ弾を含む）

# ■北海道の鉛弾の規制状況について

## ○ 鉛中毒防止の取組

### (2) 鉛弾禁止の周知

狩猟パトロールの実施のほか様々な機会を活用し、特定鉛弾禁止制度の周知に努めています。

表 2 : 鉛弾規制の制度周知

区分	周知の内容
狩猟免許更新講習	・更新時講習の内容に含めて、所持の禁止を説明
狩猟者団体等に対する周知	・北海道猟友会支部協議会や狩猟指導員研修会で制度周知 ・狩猟団体会報（猟友会報）への寄稿で制度説明
狩猟期間中の注意喚起	・鳥獣保護区等位置図（ハンターマップ）で制度説明、注意喚起 ・狩猟パトロールの実施

# 北海道の鉛弾の規制状況について

## 鉛弾禁止！

北海道ではエゾシカ捕獲を目的とする鉛弾の使用・所持は禁止されています。



【使用違反】（法）  
6月以下の拘禁刑  
又は  
50万円以下の罰金

【所持違反】（条例）  
3月以下の拘禁刑  
又は  
30万円以下の罰金

・鳥獣保護管理法により、特定鉛弾を使用する猟法は禁止されています。（エゾシカを含む全ての狩猟鳥獣）（第15条）

・北海道エゾシカ対策推進条例により、エゾシカを捕獲する目的での特定鉛弾の所持は禁止されています。（第18条）

【特定鉛弾とは】

猟銃用の実包であって、その弾丸部分が鉛を含む物質で作られているもの。（ただし、着弾時に鉛が飛散しない構造になっているライフル実包及び粒径が7<sup>ミ</sup>未満の散弾の実包を除く。）

※ ライフル弾、（サブott）スラッグ弾、12粒以上の散弾が該当



（写真提供：北海道野生動物研究所 野務係 氏）

## STOP 鉛中毒！

北海道 環境生活部自然環境局 野生動物対策課

### エゾシカ捕獲と鉛散弾

- 令和5年（2023年）2月に道内で発見された鉛中毒のオジロワシの胃内から、鉛散弾と思われる鉛の粒とシカの体毛が抽出され、シカ捕獲の際に小粒鉛散弾<sup>※</sup>が使用された可能性があることから、道では、狩猟者を対象にアンケート調査を実施しました。  
※小粒鉛散弾：エゾシカ捕獲での使用及び所持の禁止対象外である粒径7<sup>ミ</sup>未満の鉛散弾
- その結果、ほぼ全道で一部の狩猟者（回答者の約3%）が、エゾシカの捕獲や止めさしに小粒鉛散弾を使用していることが分かりました。

#### エゾシカ捕獲での小粒鉛散弾の使用について

- エゾシカの捕獲を目的に小粒鉛散弾を使用した場合、半矢となる個体をいたずらに生じさせるおそれがあり、動物福祉の観点からも好ましくないほか、体内に残った鉛弾がワシ類等の鉛中毒の要因となるおそれがあることから、エゾシカに対しては、捕獲に適した弾丸（主にライフル弾やスラッグ弾などの単体弾）を使用してください。
- 鳥獣保護管理法において、例外を除き捕獲個体の放置は禁止されていることから、エゾシカの止めさしに小粒鉛散弾を使用した場合、捕獲個体を持ち帰る又は生態系に大きな影響を与えない方法で埋設してください。また、放置禁止の例外となる、捕獲者の責めに帰すことができない要因により、持ち帰り及び埋設が困難な場合であっても、着弾部位については可能な限り持ち帰ってください。

【参考】エゾシカ捕獲に係る鉛弾規制

特定鉛弾<sup>※</sup>は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律及び北海道エゾシカ対策推進条例に基づき、北海道全域での使用及びエゾシカ捕獲目的での所持が禁止されている。

※ 特定鉛弾：猟銃用の実包で弾丸部分が鉛を含む物質で作られているもの。（着弾時に鉛が飛散しない構造になっているライフル実包及び粒径が7<sup>ミ</sup>未満の散弾の実包を除く。）

北海道環境生活部野生動物対策課